新聞都教組（号外）　　２０２４年１１月１４日（木）

新聞 都教組

全教職員配布
職場討議資料

**都労連2024秋季年末闘争**

## 子どもの看護休暇の取得事由拡大　子育て部分休暇制度導入！

# 全職員例月給引上げ・一時金0．20月引上げ

## 会計年度任用職員も遡及して報酬引上げ！

〇給与改定…給料表を引上げ（初任層・若年層に重点を置き、全職員例月給引上げ）　*－勧告どおり－*
一時金 0. 20 月（再任用 0. 10 月）引上げ　期末・勤勉手当で実施　*－勧告どおり－*
給料表の改定率を踏まえて、特別支援学級の給料の調整額改定（単組協議事項）
〇子どもの看護休暇…行事参加（入園・入学式、卒園式等）、感染症に伴う学級閉鎖等に対象拡大
〇扶養手当…子に係る手当を 13,000 円に引上げ。配偶者に係る手当は廃止
〇会計年度任用職員の報償額改定時期を常勤職員と同様に（遡及して差額支給）
〇地域手当…島しょ職場 0%→16%、都外職場 12%→16%に段階的に引上げ

## 本日の統一行動中止!!

## 勤務時間外職場会を開催し、情報を共有しましょう

## 年末一時金 2.525月分を支給（再任用1.325月分、会計年度任用 常勤と同月数）

2024秋季年末闘争において、都教組は都労連に結集し、不当勧告の押しつけを許さず、「すべての職員の大幅賃上げ、福祉関連要求の前進、職場環境の改善」などを求め、要請、早朝宣伝、総決起集会に結集し、あくまでも労使による自主決着をめざし、たたかいをすすめてきました。

11月1日、都側は、地域手当の支給割合について島しょは16％にする割合について区部・多摩から、及び新採直後から島しょへ異動する職員に適用する割合を20％とする一方、併給調整として特地勤務手当の月額から地域手当の月額に減額割合を乗じた額を減ずる制度に見直すとしました。都労連は月例の支給額が減額されることに断固反対し、島しょ職員の処遇改善に繋がるよう、再検討することを強く求めました。また、会計年度任用職員の報償額の改定時期ついて、任用期間が3月以内、および1週当たり勤務時間が15時間30分未満の職員について同様の扱いをしないことは断じて認めることはできないとしました。

都労連は、31日に第3波総決起集会、福祉関連要求実現対都要請、5日に第4波総決起集会、人事給与制度改善要求実現対都要請行動を行い、都教組を含む単組・職場代表から切実な声を当局へぶつけるとともに、不当提案の撤回を迫り、「全職員の大幅賃上げの実現、島しょ職員の処遇改善、福祉関連要求の前進」などを強く求めました。

都側は、地域手当、特地へき地手当の見直しについて修正案を示したものの、都労連は不当提案の本質は変わらないとして撤回を求め、その後の交渉においても、都側が自らの提案に固執し、都労連要求には実質ゼロ回答の姿勢を続けたため、交渉は事実上の膠着状態となりました。

12日、都労連は事態を打開すべく、単組書記長による労務担当部長要請を行い、職場の厳しい状況を訴え、改めて不当提案の撤回、要求実現、事態打開を強く求めました。都労連は、13日、単組委員長による総務局長要請を行い、都側の態度を厳しく追及するとともに、あくまでも労使協議を尽くし自主決着することを重ねて都側に迫りました。そして第5波総決起集会と都庁包囲デモを職場からの総結集で成功させ、その後も折衝を行い、14日未明からの団体交渉で都側の最終回答を受けました。

最終回答は、現場の声に十分に応えることができない厳しい内容ですが、都側提案を一部押し返し、これ以上の回答を引き出すことは難しいとし、都労連は妥結を判断。統一行動の中止を決定しました。都労連の判断を受け、都教組執行委員会は妥結の確認をしました。

都労連第5波総決起集会で
要求実現を訴える都教組組合員（11月13日）

なお、給料表改定に伴う給料調整額・会計年度任用の報酬改定については、今後都教委との協議になります。

都教組は、引き続き、子どもと教育、平和を守り、教職員が安心して教育に打ち込める賃金・労働条件の改善に向け、残された課題解決と要求実現のため、全力で奮闘する決意です。

### 2024 秋季年末闘争のおもな到達点

**◆例月給、一時金**
- 例月給（給料表）全級全号給引上げ
- 一時金 0.20 月分引上げ（年間 4.85 月）
  再任用職員 0.1 月分引上げ（年間 2.55月）
  ＊引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分
- 特別支援学級担任の給料の調整額引上げ
  （単組協議事項）
  ＊2024 年 4 月 1 日に遡って差額支給

**◆会計年度任用職員の報酬額改定時期見直し**
- 全職種の改定時期を常勤職員同様に
  ＊2024 年 4 月 1 日に遡って差額支給

**◆地域手当**
- 島しょ職場 0%→16%　段階的に引上げ
- 都外職場12%→16%　段階的に引上げ
  ただし、併給調整として地域手当増額分を特地勤務手当等から減額（減額率は当初提案から縮小させる）　＊2025 年 1 月 1 日実施

**◆子どもの看護休暇の見直し**
- 子どもの看護等休暇に名称変更
- 事由を行事参加（入園・入学式、卒園式等）、感染症に伴う学級閉鎖等に拡大
  ＊会計任用にも適用　2025 年 4 月 1 日実施

**◆子育て部分休暇制度の導入**
- 対象：小学校第三学年までの子を養育する職員
- 正規勤務時間の始め又は終わりに 30 分単位で 1 日につき 2 時間以内で取得可能（無給）
  ＊会計任用にも適用　2025 年 4 月 1 日実施

**◆旅費の取扱いの見直し**
- 公務旅行の前又は後に連続する私事旅行をした場合についても旅費の支給が可能に

**◆扶養手当**
- 配偶者 6,000 円→2025 年：3,000 円
  →2026 年：廃止
- 子：9,000 円→2025 年：11,500 円
  →2026 年：13,000 円
  ＊2025 年 4 月 1 日実施

都教組のホームページから加入できます！

**ぜひ、あなたも都教組へ**

教職員の労働条件改善は、子どもたちの教育条件に直結する重要な課題です。教職員の願いを要求にして、その実現にとりくむ東京都教職員組合。あなたの加入が運動の大きな力に！

この号外は、都教組ホームページ「組合員専用サイト」で見ることができます